

インボイス制度 に関するお知らせ

令和8年度
税制改正特集

インボイス制度に係る経過措置が変わります



2割特例は、令和8年分の確定申告まで適用可能です
令和9年分及び令和10年分の確定申告は、**3割特例**が適用
可能です

※ 3割特例とは、インボイス発行事業者の登録を機に免税事業者から課税事業者となった個人事業者
が、納付税額を売上げに係る消費税額の3割とすることができる制度



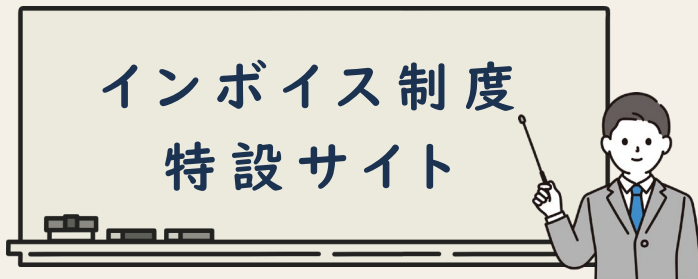
簡易課税への円滑な移行措置として
2割(3割)特例を適用した翌課税期間であれば、**申告期限
まで**※に**簡易課税制度選択届出書**を提出することで、そ
の翌課税期間から簡易課税制度が適用可能です

例 令和8年分申告において2割特例を適用していた場合、令和9年分の申告期限(令和10年3
月31日)までに届出書を提出すれば、令和9年分申告において簡易課税制度が適用可能



免税事業者等からの課税仕入れにつき一定割合を控除可能
とする経過措置について、令和8年10月1日からその割合
が80%から**70%**※となります

※ 令和10年10月1日から50%、令和12年10月1日から30%、令和13年10月1日からは控除不可

インボイス制度
特設サイト

国税庁HPの「[インボイス制度特設サイト](#)」に、制度のポイントを解説した動画やインボイス
の記載事項に関するチェックシート・解説マンガなど、制度に関する情報を掲載しています。



申告・納付は e-Taxで

e-Tax HP



自宅から、スマホで簡単に確定申告や申請などの各種税務手続きができます。

いつでもどこでも キャッシュレス納付



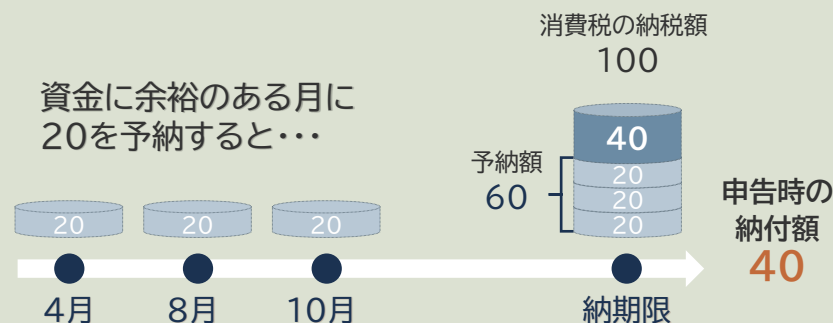
振替納税、ダイレクト納付、クレジットカード納付やスマホアプリ納付などのキャッシュレス納付が便利です。
また、計画的な納付ができる**予納ダイレクト**もおすすめてです。

納税に関する
総合案内



予納ダイレクトとは…

将来に納付が見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付することができる手続で、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減することが可能です！



申告時の納付が
少なくて済んだ！



各種相談窓口

国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧」に
相談内容に応じた各種相談窓口をまとめています。

インボイス制度に関する補助金等の情報も記載されておりますので、
ご活用ください。

相談窓口一覧

